

2025 年日本政府年次報告
「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約
（第 182 号）」
（2022 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

第 7 条 2 (e) に関連し、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、新たに「人身取引対策行動計画 2022」を策定した。当該計画は以下に公開されている。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386336.pdf>

2. 質問（b）について

該当なし

3. 質問（c）について

2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に、定期監督等により全業種で認められた、満 18 歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第 62 条の違反件数は 19 件（2021 年 7 件、2022 年 4 件、2023 年 8 件）である。また、上記期間における労働基準法第 62 条を被疑条文として送検した件数は、2021 年に 1 件である。

2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの間の、年齢 18 歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第 85 条第 2 項違反処理件数は 0 件である。

2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間の、婦人相談所における満 18 歳に満たない人身取引被害者保護の実績は 0 名である。

警察では、児童ポルノ事件の取締りを強化しており、2023 年及び 2024 年における児童ポルノ事件の検挙件数及び検挙人員はそれぞれ以下のとおりである。

(年)	検挙件数		検挙人員	
	2023	2024	2023	2024
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反のうち児童ポルノ事件	2,789	2,783	1,849	1,424

4. 質問（d）について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

5. 質問 (e) について
特になし。